

企画一資料 4

令和3年第2回岐阜県議会定例会
条例その他議案
関係資料

企画経済委員会

目 次

| | |
|-------|--|
| 議第32号 | 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について 【市町村課】 企画 1 |
| 議第33号 | 岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 について 【地域スポーツ課】 企画 2 |
| 議第42号 | 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について 【労働雇用課】 企画 3 |
| 議第43号 | 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について 【産業技術課】 企画 4 |
| 議第64号 | 令和2年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について 【商工政策課】 企画 6 |

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

市町村課

1 趣旨

県と市町村は地方分権型社会の実現に向け、「住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村が、自ら考え自ら処理することが望ましい。」との考えのもと、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づき、県から市町村への権限移譲を推進している。

今回の改正は、受入れ市町村の拡大及び移譲する事務の根拠となる法令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備等を行うもの。

2 改正内容**(1) 条例で既に移譲対象となっている事務について権限を移譲する市町村を拡大するもの**

| 事務の根拠法令 | 事務の概要 | 移譲先 |
|------------------|-----------------------|-----|
| 中小小売商業振興法 | 商店街整備計画の認定等 | 富加町 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 地球温暖化防止活動推進員の委嘱 | 富加町 |
| 岐阜県文化財保護条例 | 県重要文化財、県記念物の現状変更等の許可等 | 本巣市 |

(2) その他所要の規定の整理を行うもの

- ・ 老人福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）に伴う所要の規定整理（項ずれ等）

3 施行日

- ・ 令和3年4月1日

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

地域スポーツ課

1 趣旨

国の「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金」を活用し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地での感染症対策に関する事業に要する資金に充てるため、「岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金」を設置する。

なお、基金設置は当該交付金の交付要件となっている。

2 条例の内容

- ・ ホストタウン及び事前キャンプ地における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業（※1）に要する資金に充てるため、基金を設置する。
- ・ 基金として積み立てる額（※2）は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- ・ その他、基金に関し必要な事項を定める。

（※1）事業について

- ・ PCR検査、感染症対策のため新たに必要となったバスの借上げ、宿泊施設のフロア全体の借上げ、選手団の病床確保、外国語翻訳機の借上げ、保健所の体制強化等
- ・ 市町村実施事業分への交付金の交付

（※2）基金積立額について

- ・ 令和2年度に国から交付される1億6,970万円
- ・ 大会後、残余がある場合は国に返納

3 施行日

- ・ 公布の日

【参考】 県内ホストタウン(県及び10市町・12ヶ国)、事前キャンプ地(8市・10ヶ国)

| ホストタウン | | 事前キャンプ地(競技) |
|-----------------|--------------------|---|
| 岐阜県、岐阜市 | カナダ | 岐阜メモリアルセンター(陸上・パラ陸上) |
| 岐阜県、高山市、 下呂市 | イギリス、フランス、 アメリカ | 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア(陸上) |
| 岐阜県、各務原市 | オランダ | 川崎重工ホッケースタジアム(ホッケー) |
| 岐阜市 | スロバキア | もえぎの里多目的体育館等 (卓球、パラ卓球、ボッチャ、空手) |
| 岐阜市、関市 | コートジボワール | もえぎの里多目的体育館等(テコンドー等) 中池かわせみスタジアム等(陸上等) |
| 中津川市 | アメリカ | 東美濃ふれあいセンター(レスリング) |
| 羽島市 | スリランカ | — ※ |
| 恵那市 | ポーランド | 笠置峡ボート・カヌー場(カヌースプリント) |
| 郡上市 | コロンビア、マダガスカル | 高鷲吼高原スポーツ広場等(ラグビー) |
| 八百津町 | イスラエル | — ※ |

※ホストタウン登録は、事前キャンプ実施が必須ではない。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

労働雇用課

1 改正の趣旨

公共職業訓練等において訓練を担う職業訓練指導員が不足している現状を踏まえ、職業能力開発促進法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部が改正（R2.3.31 公布、R3.4.1 施行）され、指導員養成訓練の訓練課程の再編が行われたことから、施行規則の基準を参酌して定めている岐阜県職業訓練の基準等を定める条例について所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

本県の公共職業能力開発施設が行う高度職業訓練における職業訓練指導員の資格を施行規則（参酌基準）と同じく改正する。

なお、改正前の条例において、指導員の資格として認められていたものについては、改正後の条例の指導員の資格としてみならず経過措置を設ける。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの | 高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの |
| 5年以上の実務経験を有する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの | (削除) |

【本県の公共職業能力開発施設における高度職業訓練を行う施設】

| 施設名 | 課程名 | 訓練科名 |
|---------------------------|------|-----------|
| 国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校 | 専門課程 | 生産技術科、建築科 |

3 施行日

令和3年4月1日

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

産業技術課

1 改正の趣旨

「岐阜県企画経済関係手数料徴収条例」に規定している手数料のうち、県試験研究機関が行う工業試験に関する手数料について、試験区分の新設、区分変更及び廃止に伴う所要の規定の整備を行う。

2 改正の内容

工業試験に関し手数料を徴収する試験区分の新設、区分変更及び廃止を行う。

① 試験区分の新設

業界からの要望に基づき、新たに試験機器の導入など試験体制が整ったことから、試験区分を新設（9項目）する。

| 手数料 の名称 | 区 分 | | 手数料の額 (1件につき) |
|-------------------|-------------|-----------------------|--|
| 食品試験 手数料 | 香気成分分析 | 定性分析 | 15,400円 |
| | | 定量分析 | 16,430円に1成分増すごとに600円を加えた額 |
| 窯業試験 手数料 | 食器の退色度 | 業務用食器洗浄機対応 | 8,280円 |
| | | 家庭用食器洗浄機対応 | 12,550円 |
| | レーザー顕微鏡観察 | 三次元観察（1か所1枚の写真撮影を含む。） | 4,370円 |
| | | 表面観察（1か所1枚の写真撮影を含む。） | 3,440円 |
| 機械・金属 試験手 料 | マイクロエックス線CT | | 19,580円 |
| 電気試験 手数料 | 電源高調波試験 | | 3,720円 |
| | 樹脂粉末三次元造形 | | 46,660円に体積が100mlを超えて10ml又は10mlに満たない端数を増すごとに2,620円を加えた額 |

② 試験区分の変更

一般理化学試験手数料について、次のとおり区分を変更したうえ、額を改定（2項目）する。

| 手数料 の名称 | 改定前 | | 改定後 | | |
|------------|------|------------------|------|----|------------------|
| | 区分 | 手数料の額 (1件につき) | 区分 | | 手数料の額 (1件につき) |
| 一般理化学試験手数料 | 熱伝導率 | 4,570円 | 熱伝導率 | 常温 | 4,570円 |
| | | | | 高温 | 7,820円 |

③ 試験区分の廃止

試験機器が老朽化しており、業界からも継続要望が無いことから、試験区分を廃止（6項目）する。

| 手数料 の名称 | 区分 | | 手数料の額 (1件につき) |
|---------------------|---------|----------------|------------------|
| ぎふ技術革新センター 試験手数料 | エックス線CT | 簡単なもの | 10,870円 |
| | | やや複雑なもの | 19,580円 |
| | | 複雑なもの | 37,030円 |
| | | 極めて複雑なもの | 71,910円 |
| | 原子間力顕微鏡 | A FM観察 | 5,830円 |
| | | A FM観察（雰囲気制御有） | 6,990円 |

3 施行日

令和3年4月1日

令和2年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について

商工政策課

飲食店に対する時短要請に係る協力金

| | | |
|-------|-------------------------------------|---------------|
| 1 事業費 | 9,128,240 (17,559,720 → 26,687,960) | |
| | 【財源内訳】 | 【主な用途】 |
| | 国庫 7,302,592 | 交付金 9,128,240 |
| | 諸収入 456,412 | |
| | 一般財源 1,369,236 | |

2 背景・事業目的

本県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことに伴い、1月12日から実施中の営業時間短縮等の要請について、対象店舗の拡大と1日当たりの協力金額の変更を行う。

3 事業概要

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）

(9,128,240千円)

1月12日から営業時間の短縮等を要請している酒類の提供を行う飲食店に加え、1月16日から酒類の提供を行わない店舗も含めた飲食店全般に対象を拡大するとともに、協力金額を1店舗・1日当たり6万円に増額する。

<制度概要>

| | 変更前(1/12～)の対象店舗 | 変更後(1/16～)の対象店舗 |
|------|---|---|
| 対象業種 | ・酒類の提供を行う飲食店 ※宅配、テイクアウトサービスを除く | ・飲食店(酒類の提供の有無を問わない) ※宅配、テイクアウトサービスを除く |
| 対象地域 | 県内全域(42市町村) | |
| 要請内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮 午前5時から午後8時までの営業時間に短縮 ・酒類提供時間の短縮 午前11時から午後7時までの提供時間に短縮 | |
| 要請期間 | 1/12(火)～2/7(日) 27日間 | 1/16(土)～2/7(日) 23日間 |
| 協力金額 | 1店舗ごとに154万円 { 1/12～1/15 4万円×4日間 1/16～2/7 6万円×23日間 } ※全期間要請への協力が必要 | 1店舗ごとに138万円 { 1/16～2/7 6万円×23日間 } ※全期間要請への協力が必要 |